

# 小田原ゴルフ倶楽部 日動御殿場コース ゴルフ場利用約款

## 第 1 条（約款の適用範囲）

当ゴルフ場を利用される方（会員・非会員を問いません）の施設利用契約の内容は、社団法人 静岡県ゴルフ場協会の会員ゴルフ場経営者間の申し合わせ、及びゴルフ倶楽部理事会との協議の結果、本約款の定めに従って頂くことになりました。但し、会員は会則に本約款が抵触するときは、会則が優先して適用されます。

## 第 2 条（利用契約の成立）

当ゴルフ場においてプレーしようとする方は、フロントにおいて所定の名簿にご署名ください。これにより当ゴルフ場は、署名者の施設利用をお引受けする事とし、プレー終了後に当ゴルフ場を立ち去る前に別に定める所定の料金をお支払ください。

## 第 3 条（施設利用の拒絶）

当ゴルフ場は、次の場合には施設の利用並びに利用の継続をお断りすることがあります。

- 1）満員のためスタート時間に余裕がないとき。
- 2）非会員については、会員の同伴または紹介等がないとき。
- 3）利用者が公の秩序もしくは善良な風俗に反する行為をなした場合、又はそのような行為をなすおそれがあると認められるとき。
- 4）天災その他やむを得ない事情によりゴルフ場をクローズするとき。
- 5）その他本契約に違反したとき、並びに当ゴルフ場の施設を利用されることが好ましくない事由があるとき。
- 6）利用者がいわゆる暴力団と称される組織に属し、もしくは暴力団の構成員と認められる場合。

## 第 4 条（休場日・開場時間）

当ゴルフ場の休場日と開場時間は、ゴルフ場が事前に定めるところによりますが、臨時に変更することがあります。

## 第 5 条（金銭その他貴重品）

金銭その他貴重品については、フロントにお預けいただく限り、ロッカー室、浴室、コース等で盗難や紛失等の事故があっても、当ゴルフ場は一切の責任を負いません。お預かり品は預り証の持参人に、預り証と引き換えにてお返し致します。預り証を紛失した場合には直ちにフロントまでお届けください。

## 第 6 条（携帯品・自動車等）

携帯品や場所を提供している駐車場での自動車の盗難・損害等については、当ゴルフ場は一切その責任を負いません。

## 第 7 条（ロッカーの鍵）

ロッカーの鍵は当ゴルフ場においてはお申出によりお預かりいたしますが、当ゴルフ場はロッカー設備をお貸ししているにすぎません。ロッカー収容品の盗難等については、ゴルフ場は一切その責任を負いません。

## 第 8 条（宅配便の取扱）

宅配便によるゴルフクラブ、バック、シューズケース、その他の荷物のお取次は致します。但し、お取次中の物品についての紛失、損害等の責任は負いません。

## 第 9 条（危険防止責任とエチケットマナーの厳守）

ゴルフ場内は時により大変危険を伴う場合があります。プレイヤーはエチケットマナーを守り、アドバイスの有無に関わらずすべて自己の責任でプレーください。

## 第 10 条（ティーグラウンドにおける素振り）

素振りはティーマーク内の打席又は特に指定された場所以外ではなさないでください。また、プレイヤーは自己の打順がくるまでは、みだりにティーグラウンドに立ち入らないでください。

## 第 11 条（飛距離の確認）

先行組に対しては後続組のプレイヤーはキャディのアドバイスに関わらず、自己の飛距離を自分で判断し、先行組に打ち込まないように打球ください。

## 第 12 条（キャディ及びフォアキャディ並びに信号機の合図）

キャディ及びフォアキャディ並びに信号機の打球の合図は、先行組が通常の飛距離外に前進したと判断されるとき合図ですから、合図があっても打者は自己の飛距離を自分で判断し打球してください。

## 第 13 条（打者の前方にでてないこと）

同伴者は打者の前方には絶対出ないでください。打者の前方に出た結果の事故その他同伴プレイヤー同士の打球によって生じた事故については、プレイヤー間において解決していただくこととし、当ゴルフ場は一切の責任を負いません。

## 第 14 条（隣接ホールへの打ち込み）

隣接ホールへの打ち込みは特に危険ですから、プレイヤーは自己の飛距離、方向について、適切に判断し、慎重に打球ください。隣接ホールに打ち込んだ場合、そのホールのプレイヤーに合図をし、邪魔にならないように打球するとともに、自己の同伴プレイヤーにも十分注意して打球してください。

## 第 15 条（退避及び退避所）

後続組に対し打球させるときは、先行組のプレイヤーは後続組が全員打ち終わるまで退避所または安全な場所に退避ください。

## 第 16 条（ホールアウト後の退避）

ホールアウトした場合には、直ちにグリーンを去り後続組の打球に対し安全な場所を通り次のホールに進んでください。

## 第 17 条（雷鳴があった場合）

雷鳴があって、落雷の恐れがあると認められる場合は、直ちにプレーを中止し安全と思われる場所に退避ください。

## 第 18 条（乗用カートの使用）

自走式乗用カートの使用は自動車運転免許証の所有者に限ります。運転者は乗用カート取扱上の注意事項を厳守ください。電磁誘導式乗用カートの使用については、カートの進行方向に十分注意し運行してください。危険があると見込まれる場合は、直ちに停止釦又はブレーキペダルによりカートを停止するための措置を行ってください。万一故障等が生じた場合は、直ちに係員にお申出ください。

## 第 19 条（火気使用の禁止）

コース内やクラブハウス内の火気使用は所定の場所以外は厳禁です。マッチの燃えかす、煙草の吸殻は、必ずよく消して灰皿に投入ください。

## 第 20 条（違背の場合の責任）

利用者がこの利用約款に違反して第三者に損害等の事故を発生させた場合、又は利用約款に違反して自己が損害を受けた場合は、当ゴルフ場は一切の損害賠償等の責任を負いません。

## 第 21 条（クラブ等の確認）

利用者がプレーを終了した場合はクラブを点検し、相違ないか慎重に確認し、所定の用紙にサインください。クラブ等をお渡しの後でのクラブ等の不足、瑕疵につきましては、当ゴルフ場は一切の責任を負いません。ゴルフ場を退場する間にご確認ください。

## 第 22 条（施設に損害を与えた場合）

利用者の故意または過失により、当ゴルフ場の施設に損害を与えた場合は、その損害を賠償して頂きます。

## 第 23 条（施設内への持込品）

施設内へ下記の者を持ち込むことは固くご遠慮ください。

- 1） 動物およびペット類
- 2） 著しく悪臭を放つもの
- 3） 鉄砲刀剣類
- 4） 火薬、揮発油等、発火・爆発のおそれのあるもの
- 5） 騒音を発するもの

## 第 24 条（行為の禁止）

施設内で下記の行為は禁止致します。

- 1） 賭博、その他風紀をみだす行為
- 2） 物品販売、宣伝広告等の行為
- 3） 利用者以外のコース立ち入り（特に許可する者は除く）
- 4） 他人に迷惑をおよぼし、また不快感を与える行為

## 第 25 条（利用継続の拒絶）

当ゴルフ場は、次の場合には利用の継続をお断りすることがあります。

- 1） 公の秩序もしくは善良なる風俗に反する行為があったとき。
- 2） 当ゴルフ場に対し、好ましくない行為があったとき。
- 3） 技術が著しく未熟であって、他人のプレーに迷惑をかけたとき。
- 4） ルール、マナー及び警告を無視してスロープレーを改めないとき。
- 5） その他本約款に違反したとき。

## 第 26 条（非会員の債務の保証）

会員と同伴又は紹介した利用者（非会員）が、ゴルフ場に対し負担するゴルフ場利用に伴う一切の債務、及びその利用者がゴルフ場に与えた損害金の支払債務については、会員は利用者の債務履行につき利用者と同帯して保証して頂きます。

## 第 27 条（非会員への周知方依頼）

会員は同伴または紹介した利用者（非会員）に対し、本約款の存在およびその内容を知らせることにご協力ください。

## 第 28 条（本約款の変更手続き）

本約款は会社と倶楽部理事会が協議の上、会員の意向に反すると認められるときは、社団法人静岡県ゴルフ場協会に報告して変更することができる。

## 第 29 条（信義則）

本約款、その他の会則に定めない事項は、ゴルフプレーの精神にのっとり、信義誠実の原則に従って解決されるものとします。